

呉市教育委員会会議録
(令和4年11月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年11月24日定例会

1 開催日時 令和4年11月24日(木) 15:00開会
16:05閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子

4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 惣引利光
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
文化振興課長 三浦美佐子
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳

5 傍聴者 1人

6 日程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第31号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- (4) 報告第32号 令和3年度生徒指導上の諸課題の状況について
- (5) 報告第33号 寄附受納について
- (6) 教議第52号 臨時代理の承認について(令和4年度教育費補正予算)
- (7) 教議第53号 臨時代理の承認について(教職員人事)
- (8) 教議第54号 臨時代理の承認について(職員人事)

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和4年10月25日臨時会について報告)

教 育 長 本日の日程のうち、日程第6については、予算に係る案件のため非公開、日程第7及び第8については人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第31号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第31号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第31号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から11月21日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ2,376校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ452校、陽性となった学校関係者は延べ4,544名となっております。現在、呉市では1週間の感染者数が1,000名前後、学校関係の1日の感染者は30名前後となっており、11月に入ってから増加傾向となっております。また、クラスターは、今年度31件、うち9月以降が25件となっております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、学校では、引き続き、(1)にありますような基本的な感染症対策を徹底しております。また、学校行事については2学期には、学習発表会や文化発表会、修学旅行や校外学習など、できる限りの感染症対策を講じ、実施しているところでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第31号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 今後冷え込んでくると、インフルエンザの併発の問題が懸念されます。前月に比べて感染者数は増えているようです。ここにも書いていますが、基本的な感染対策の徹底をしっかりとっていただきたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第32号 令和3年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 次に、日程第4の報告第32号「令和3年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊藤課長 それでは、報告第32号「令和3年度生徒指導上の諸課題の状況について」御説明します。資料3ページを御覧ください。

1の暴力行為発生件数についてでございますが、定義は、自校の児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為をいい、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の四形態に分けられます。

グラフを御覧ください。棒グラフで示しております呉市の発生件数は、小学校では、令和2年度の26件から令和3年度は10件減少の16件となっております。また、折れ線グラフで示しております1,000人当たりの発生件数は国や県と比べ、呉市は大きく下回っております。中学校では、呉市の発生件数は令和3年度36件となり、令和2年度とほぼ同数となっており、1,000人当たりの呉市の発生件数は、国の発生件数とほぼ同じ7.4人となっております。

令和3年度の状況としましては、相手の言動に腹を立てて暴力行為に至った事案が多い状況です。

今後の対応としましては、未然防止に向けて、落ち着いた学習環境の整備、校内巡視や見守りの実施、個に応じた指導や支援を丁寧に行うことに取り組んでまいります。また、学校安全課としましては、引き続き、生徒指導員の派遣や関係機関等との連携などを通して、対応してまいります。

次に2のいじめの認知件数についてでございます。

定義は、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

グラフを御覧ください。棒グラフで示しております呉市の認知件数は、小学校では令和2年度の81件から令和3年度は10件減少の71件、折れ線グラフで示しております1,000人当たりの認知件数は国や県と比べ、呉市は大きく下回っております。中学校では、呉市における認知件数は令和2年度の48件から53件に微増しております。

すが、1,000人当たりの認知件数は小学校と同様に国や県と比べ、呉市は下回っております。

令和3年度の状況としましては、いじめ撲滅キャンペーンの充実等、各学校で未然防止のための取組を推進したり、一つ一つの事案に丁寧に対応するとともに、規範意識を育てております。

今後の対応としましては、引き続き、いじめ撲滅キャンペーン等の実施、定期的な、いじめアンケートや、個人面談の実施及びその後の対応、いじめ相談窓口の設置等により、いじめを早期発見し、早期に対応することにつなげてまいります。また、10月6日の教育委員会臨時会で議決されました「呉市立中学校におけるいじめ事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策にも確実に取り組んでまいります。

最後に、3の長期欠席児童生徒数と4の不登校児童生徒数についてでございます。

長期欠席の定義は、年度内に連続又は断続して30日以上欠席することをいい、欠席理由から、病気、経済的理由、不登校、その他の四つに分けられます。

グラフを御覧ください。棒グラフが示す呉市における長期欠席者は、小学校、中学校ともに大幅に増加しておりますが、1,000人当たりの長期欠席児童生徒数は、国や県と比較しますと下回っております。

また、4の不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあることをいいます。

グラフを御覧ください。棒グラフが示す呉市の不登校児童生徒数は、小中学校ともに、令和2年度と令和3年度を比較しますと、大きく増加しております。また、小学校では、折れ線グラフが示す1,000人当たりの不登校児童数も、呉市が国や県よりも多い状況となっております。

令和3年度の状況としましては、無気力・不安、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、友人関係をめぐる問題、学業の不振など、様々な要因が複雑に絡み合っております。また、コロナ禍によって生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築く必要があるなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景として考えられます。

今後の対応としましては、一人一人の背景や要因を的確に把握し、個々の実態に応じた支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携・協力を強化し、より組織的な支援体制の整備、教育相談体制の充実に努めてまいります。また、今年度から開始した県の事業である広島県教育支援センター、SCHOOL”S”の活用、これは、来室による利用とオンラインによる利用ができ、それらを併用することも可能となっております。あわせて、これまで同様、つばき学級の運営や校内適応指導教室の設置などによる居場所づくり、さらには、児童生徒や保護者のニーズに合わせた柔軟な受け入れ体制づくりとして、特に現在はタブレット端末の活用により先生と子供たちがつながることができたり授業を受けたりすることもできますので、各学校が一人一人の実態をしっかりと把握し、実態に応じた対応を進めることができるよう、教育委員会事務局として各学校の実態を把握し、支援してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第32号「令和3年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 不登校の児童、生徒が増えているということでしたが、不登校の児童生徒が増えるに伴ってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談であったり、つばき学級やスペシャルサポートルームの利用はどのように関連しているのでしょうか。

伊 藤 課 長 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用につきましては、学校や保護者が子供たちの状況を把握した上で必要ということであれば、随時行っております。県のスクールカウンセラーも配置しておりますが、早急ということであれば、呉市のカウンセラーも併せてタイミング良くカウンセリングができるように対応しているところです。

つばき学級の利用については、昨年度の人数で言いますと、中央教室は21名、延崎教室は14名、安浦教室は10名、合わせて45名の児童生徒が通室しております。

今年度から開始しています県の事業、SCHOOL”S”の活用状況につきましては、現在のところ児童生徒合わせて16名がオンラインあるいは通室等に活用している状況です。引き続き、子供たちの状況に合わせて進めていきたいと思っております。スペシャルサポートルームにつきましては、現在、小学校・中学校合わせて15校程度がそれぞれの教室を設けて対応しているという状況でございます。利用している生徒数については把握しておりません。

吉 中 委 員 不登校は増えていますが、長期欠席の要因で不登校の割合が令和元年までは半分以下だったのが、令和3年度では6割以上が不登校ということになっている。せっかくSCHOOL”S”であったり、つばき学級であったり、受け皿的なものは用意されているので、それをしっかり活用できるようなシステムづくりとか活用のしやすさなどに力を入れていただいて、つながりを持っていただきたいと思います。

SCHOOL”S”は16名が参加されているということですので、それがどんどん広がっていったり、タブレット端末の活用をしっかりと進めておられるようなので、柔軟な受け入れ体制や、個々に合った取り組みを引き続きお願いします。

伊 藤 課 長 個々の状況を把握して、一人一人子供たちに合う支援をしていくことが大切だと思っております。積極的に活用していきながら、それぞれの居場所づくりを進めていけたらと考えております。

教 育 長 不登校については、国の定義が30日以上のお休みとなっております。学校に来たり来なかったりすると、すぐに30日を超えてしまいます。先ほど説明されたように、オンラインを試してみたり、あるいは、SSRを設置したり、全く学校に来ていない状況の子供も違う状況があつて、どちらかというとなったり来なかったりする中でこういう状況になっており、様々な要因と、様々な実態があつて、特にオンラインが普及したことによって、朝の会をオンラインで自宅で参加する、逆にオンラインであれば一つの関わりでできるという子がいたり、授業を受けたいとか、でも学校を休んでいる。コロナ禍になって、いろんなことが変わってくる中で30日だけで切ってしまうと不登校の数が多くなってしまいます。学力の保障とかそういったつながりというのはできるだけ切らずに進めていく、というのが現実的なやり方かと

思います。もちろん、不登校の数は減らしていかなくてはならないのですが、学校に来れない中にも段階的に実態があり、それぞれに対応しているということで御理解をいただければと思います。

吉 中 委 員 タブレット端末の活用などで授業を受けることもあるようですが、呉市の場合はタブレット端末で授業を受けた場合は欠席になるのですか。

伊 藤 課 長 実態によってタブレット端末でも出席ということが可能かどうか検討し、対応していかなければならないと考えています。

教 育 長 基本的にはオンライン授業というのは授業時数には入りません。ただし、不登校の子供に対して、保護者の了承が取れた場合に、オンラインでの授業をすることについては、国は出席として認めてくれます。ただし、その線引きが非常に難しいところがあって、今はタブレット端末で授業を受けている全ての生徒に対して出席としてカウントしていないのが現状なので、できるだけその幅は広げていきたいと思っています。

ほかに御発言はありませんか。

小 谷 委 員 今のところオンラインでは授業時数には入らないということですが、学校に来ることができない子供たちの中で、オンラインでもいいのであればそっちの方がいいなどと思う子供たちは増えているのでしょうか。

伊 藤 課 長 正確な実態というのは把握しておりませんが、学校の様子を聞く限りでは、学校に来れない生徒がタブレット端末で授業を受けているという実態はあることから、今後そのような生徒は増えていくのではないかと考えております。

小 谷 委 員 学校に来なくても、そうやって授業を受けることができる体制ができてくると、学校に行かなくてもいいかなと思う子供たちは出てくると思います。ただ、学校に行くということも大事なことだということも考えていただきたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

報告第33号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第32号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

三 浦 課 長 報告第33号「寄附受納について」説明させていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

本件は、呉市立美術館の美術品として、4件の寄附申込みをいただいたもので、書面審議にて開催した呉市美術品等収集委員会において、寄附受納が適正と判断されたため、去る10月17日に受納したものでございます。

各作品の概要等について御説明させていただきますが、資料6ページに寄附作品の写真を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

まず、寄附作品1の油彩画「春之大内山」は、呉市出身の朝井清の作で、佐藤旦彦氏からの寄附でございます。

造り酒屋「大内山」の元社長である佐藤氏が、会社廃業後、保管していた本作品を寄附したいとの申出があったものでございます。評価額は20万円でございます。

続きまして、寄附作品2から4の3件は山本伸氏からの寄附でございます。

呉市立美術館への寄附を目的に購入されたもので、呉市の文化発展のために活用することを希望されております。

寄附作品2の彫作「福は内 鬼は外」は、平櫛田中の作品で、評価額は200万円でございます。

寄附作品3の油彩画「ピエロ」は、ジョルジュ・ルオーの作品で、評価額は1,500万円でございます。

寄附作品4の油彩画「薔薇図」は、梅原龍三郎の作品で、評価額は588万円でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第33号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 このような寄附は非常にありがたいことです。貴重な作品を頂いて、後はいかにして展示して、市民の方々に見ていただけるかということ熟考していただけたらと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(15:29)

教議第52号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

(15:35)

教 育 長 それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

(15:56)

教議第53号 臨時代理の承認について（教職員人事）

(非公開案件です。)

教議第54号 臨時代理の承認について（職員人事）

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:05)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 佐々木 元)

(令和4年11月24日定例会)